(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人部落問題研究所(以下「研究所」という)における公的研究費の取扱いに関して、適正に運営・管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において、「公的研究費」とは、研究所が管理する研究資金をいう。 (責任及び権限)
- 第3条 研究所の公的研究費を適正に運営・管理するために、最高管理責任者、統括管理 責任者、コンプライアンス推進責任者を置く。
  - (1) 最高管理責任者は、研究所全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負うものとし、理事長をもって充てる。最高管理責任者は、公的研究費の管理・ 運営に関する基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たり、研究所理事会におい て審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について理事等と議論を深める。 また、自ら定期的な啓発活動を行い、構成員の意識の向上と浸透を図ることに努める。
  - (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、常務理事をもって充てる。統括管理責任者は、コンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画を策定する。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理について実質的な責任と 権限を持つものとし、研究委員会委員長をもって充てる。コンプライアンス推進責任 者は、研究委員会等において定期的に啓発活動を実施する。
- (4) 最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者の責任が十分果たされず、結果的に不正を招いた場合は、各責任者は制裁の対象となる。

(監事の設置)

- 第4条 研究所の公的研究費を適正に運営・管理するために、監事を置く。監事は、不正 防止に関する内部統制の整備・運用状況について研究所全体の観点から確認し、その結 果を理事会等において定期的に報告し、意見を述べるものとし、研究所の監事をもって 充てる。
- 2 監事は、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや 内部監査によって明らかになった不正発生防止要因が不正防止計画に反映されているか、 また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、その結果を理事会等において 定期的に報告し、意見を述べるものとする。

(内部監査部門)

- 第5条 内部監査部門として、研究所の監事のうち1名を充て、年1回、前年度の公的研 究費に関する監査を行い、その管理体制に不備がないか検証を実施するものとする。
- 2 内部監査部門を担当する研究所の監事は、公的研究費の管理・運営に関わらない者と し、不正防止計画推進部署と連携して不正の防止に努める。

- 3 内部監査に当たっては、専門的な知識を有する者を活用してその質の向上を図るもの とする。
- 4 内部監査部門は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事との 連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、研究所における不正防止に関する内 部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、公的研究費の運営・管理 の在り方等について定期的に意見交換を行うものとする。

(相談窓口の設置)

- 第6条 研究所の公的研究費に係る事務処理手続き及び使用に関するルール等について、 研究所内外からの相談を受け付ける窓口を置く。
- 2 相談窓口は、研究委員会とする。
- 3 相談窓口は、研究所内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、研究所における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(不正防止計画)

- 第7条 最高管理責任者が策定した基本方針に基づき、統括管理責任者及び不正防止計画 推進部署は、研究所全体の具体的な対策の最上位のものとして、不正防止計画を策定す る。
- 2 不正防止計画の策定に当たっては、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にすることとする。

(不正防止計画推進部署)

- 第8条 研究所の公的研究費を適正に運営・管理する組織として、研究委員会をもって充 てる。
- 2 研究委員会は、不正を発生させる要因を把握し、公的研究費を適正に運営・管理する ために、不正防止計画を策定するものとする。
- 3 研究委員会は、監事との連携を強化し、必要な情報提供を行なうとともに、不正防止 計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行なう機会を適宜設けることとす る。
- 4 研究委員会は、内部監査部門とも連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、研究所全体の状況を体系的に整理し評価するものとする。

(不正防止計画の推進)

- 第9条 研究委員会は、不正防止の推進にあたり、次の業務を行う。
- (1) 不正防止計画の策定・検証に関すること。
- (2)公的研究費の運営・管理に係る実態把握に関すること。
- (3) 不正発生要因に対する改善策を講ずること。
- (4) その他不正防止の推進にあたり必要な事項に関すること。

(不正防止計画の実施・報告及び見直し)

- 第10条 研究委員会委員長は、不正防止計画の策定及び検証を行い、最高管理責任者に 報告するものとする。
- 2 研究委員会委員長の報告を受けた最高管理責任者は、報告に基づいて、適正に運営・ 管理を行うものとする。

3 不正防止計画は、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を勘案し、 定期的に点検し、必要な見直しを行うものとする。

(コンプライアンス教育・啓発活動の実施)

- 第11条 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理に関わるすべての構成員に対して、不正防止対策の理解や意識を高めるためのコンプライアンス教育を実施する。
- 2 コンプライアンス教育に当たっては、具体的な事例を盛り込み、研究所への影響、運営ルール・手続・告発等の制度などの遵守すべき事項、不正が発覚した場合の研究所の懲戒処分、自らの弁償責任、配分機関における申請資格等の制限、研究費の返還等の措置、研究所における不正防止対策等について説明するものとする。
- 3 コンプライアンス教育は、1年度内に1回以上実施するものとする。
- 4 コンプライアンス教育を受講した者は、受講後直ちに誓約書を提出するものとし、誓 約書の提出がない者は、公的研究費の運営・管理に関わることを禁ずるものとする。誓 約書には、次の事項を盛り込む。
- (1) 研究所の規則を遵守すること。
- (2) 不正を行わないこと。
- (3) 規則に違反して不正を行った場合は、研究所や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育の内容について、定期的に点 検し、必要な見直しを行う。
- 第12条 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成 員に対して、意識の向上と浸透を図り、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。
- 2 啓発活動は、不正防止計画や内部監査の結果、実際に発生した不正事案(他機関の事 案も含む)及び不正発生要因等に関する検討と認識の共有を可能とする内容のものとす る。
- 第13条 最高管理責任者は、不正を起こさせない組織風土の形成のために、全ての構成 員を対象として組織の隅々まで行き渡るような方法で、定期的な啓発活動を実施する。
- 第14条 内部監査における結果及び指摘に対し、コンプライアンス教育や啓発活動を活用するなどにより、構成員に対して周知を図り、研究所全体として同様のリスクが発生しないよう徹底するものとする。

(通報窓口の設置)

- 第15条 研究所の公的研究費に係る不正使用について、通報窓口を置く。
- 2 通報窓口は、研究所の監事をもって充てる。ただし、公的研究費の管理・運営に関わる者は除外する。
- 3 通報窓口において不正使用の通報を受理した場合、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、通報窓口から、不正使用の通報受理の報告を受けた場合、当該通報から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、 当該調査の要否を配分機関に報告しなければならない。

(不正調査委員会)

第16条 最高管理責任者は、不正使用の通報の内容を調査する必要があると判断した場合、不正調査委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(委員会の組織)

- 第17条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 常務理事
  - (2) 研究委員会委員長
  - (3) 財政担当職員
  - (4) 研究所に属さない第三者
- 2 前項第4号の委員は、研究所及び告発者(通報者)、被告発者と直接利害関係を有しない者でなければならない。

(委員長等)

- 第18条 委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。
- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代理する。 (調査及び調査結果の報告)
- 第19条 最高管理責任者は、不正使用の報告を受けた場合は、当該通報事案の調査を委員長に命ずるものとする。
- 2 委員長は、通報事案について、委員会を開催し、速やかに調査を行うものとする。
- 3 委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の 相当額等について、調査・認定するものとする。
- 4 委員長は、調査の結果を最高管理責任者に報告するものとする。
- 5 最高管理責任者は、委員会による調査が行われている期間、被告発者に対して調査対 象の研究費の使用停止を命ずる。
- 6 最高管理責任者は、調査実施に際し、調査方針、調査対象及び調査方法等について配 分機関に報告、協議しなければならない。

(是正措置及び通知)

- 第20条 最高管理責任者は、調査の結果、通報対象事実があると認められる時は、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。
- 2 最高管理責任者は、通報に基づき実施する措置の内容を通報窓口を通じて通報者に通知するものとする。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

- 第21条 最高管理責任者は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出するものとする。
- 2 最高管理責任者は、告発等の受付から210日以内に調査が完了しない場合であって も、調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。
- 4 最高管理責任者は、調査に支障等がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。

(業者の誓約書の提出及び処分について)

- 第22条 最高管理責任者は、公的研究費の使用に関わる業者から、年度に一度(年度初
  - め) 誓約書の提出を求めることができる。誓約書には、次の事項を盛り込む。
- (1) 研究所の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
- (2) 内部監査において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- (3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- (4) 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には、通報すること。
- 2 最高管理責任者は、不正な取引に関与した業者に対して、取引停止の処分を行うこと ができる。

(制裁について)

- 第23条 不正な行為が行われた場合、理事会は、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究員に対し、その程度によって次の制裁を行う。職員については職員就業規則に準じて制裁を行う。
- (1) けん責
- (2) 研究員の資格停止(最高6ヶ月)
- (3) 研究員の資格剥奪
- 2 理事会は、私的流用など不正行為の悪質性が高い場合には、刑事告発や民事訴訟を行 うことができる。

(雑則)

第24条 この規程に定めるものの他、公的研究費の不正使用防止に関する必要な事項は、 別に定める。

## 付 則

- 1. この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。
- 2. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第一〇六条第一項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。
- 3. この規則は、2015年3月12日から施行する。
- 4. この規則(改訂)は、2022年3月1日から施行する。